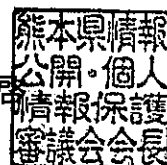


情個審答申第6号
令和3年(2021年)12月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬場 司



県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書(案)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申)

令和3年(2021年)9月29日付け税第306号で諮問のあったこのことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第4号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書(案)について、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。)の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、以下1~4の事項について意見を述べる。

- 1 新システム導入の必要性を評価書に記載すること。
- 2 「クラウドサービス」の用語について定義を明記し、外部からのアクセスはできない旨を記載すること。
- 3 保管期間については原則の期間を記載すること。また、例外的な取扱いについては保管期間の妥当性の欄に記載し、保管期間ごとにどのような情報が該当するのか明らかにすること。さらに、保管期間の始期を明記すること。
- 4 新システム運用開始後は旧システムに新しいデータを保有しないことを明記すること。